



黒死病以前のイングランドにおける農民生活の一側面 : 生活水準研究に向けて

吉田, 敬洋

(Citation)

六甲台論集. 経済学編, 58(1):1-14

(Issue Date)

2011-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003240>



黒死病以前のイングランドにおける農民生活 の一側面：生活水準研究に向けて⁽¹⁾

吉 田 敬 洋⁽²⁾

要 旨

本論文は、黒死病以前のイングランドにおける農民の収入資源について、東部地域を主な対象として、生活の困難な農民層にとっては、不作、大飢饉の他、標準的な年でも、生活資源として利用せざるを得ない資源もあっただろうことを再整理した。彼らの生活資源にとって、窃盗、侵害、損害、借入なども1つの重要な行為であり、例えば、本来、罰金に処せられるところが免除されている。地代の未払いも生活の困窮を反映するだろうことを観察できた⁽³⁾。

キーワード：中世、イングランド、農民、犯罪

JEL codes: N93

1 はじめに

本論文は、黒死病イングランドにおける農民の生活資源について、彼らの生活水準の視点から、再検討する。具体的には、裁判記録を主に利用して、農民間の土地取引、窃盗、

(1) 本論文は、修士論文の大幅な加筆、修正であり、重富公生教授（神戸大学）、奥西孝至教授（神戸大学）、橋野知子准教授（神戸大学）から御指導を頂いた。そして末広菜穂子教授（広島経済大学）からは本論文の執筆・投稿に際して懇切な御指導を頂いた。史料の蒐集の際には岡田逸太氏にお世話になった。ここに記して感謝申し上げる。本論文のありうべき誤謬は全て筆者の責任である。

(2) 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程（e-mail：076e111e@stu.kobe-u.ac.jp）

(3) Dyer, 'A Redistribution', pp. 21-25, pp. 32-33. 吉田, 「農民保有地」, 37-41 頁。

侵害、損害、暴行、地代の未払いなどの件数を数え、これまでの生活水準研究が提示する穀物以外の生活資源を踏まえつつ（例えば、賃金、家禽、野外採集物など）、再整理する⁽⁴⁾。

農民の生活資源に関わる研究となると、文献は多数あるだろうし、様々な視角から行われているだろう。また、多くの農民にとって主要な生活資源と言うと、穀物だろう（そうではないかもしれない）。本論文が関連する全ての研究を網羅しているわけではないが、例えば、長嶋のように、農民間の土地取引を農民が生活資源を得る1つの機会と捉え⁽⁵⁾、土地取引に関する研究に目を向けると、国方がその研究史を整理するように⁽⁶⁾、カルテ・ナティヴォルムを M. L. B. ブルック（Brooke）、M. M. ポスタン（Postan）が刊行した後、E. J. キング（King）は自由農保有地の土地取引に関する研究を、長島が土地取引に関わった家系を考察する⁽⁷⁾。その他、より古い研究として F. M. ページ（Page）、先のポスタンの研究を批判的に捉え、ノーフォークのような東部地域が早い時期から農民間の土地取引を展開していたことを指摘する P. R. ハイアムス（Hyams）の研究がある⁽⁸⁾。A. マクファーレン（Mcfarlane）は、農民の土地取引は一個人の意思に基づいて行われたと捉えるが、沢田は、個人の意思のみから土地取引が行われていたと捉えるには程遠い点を指摘する（引退時の扶養同意、共同保有など）⁽⁹⁾。このような世帯の点からすると、大世帯なら、その生計に見合う保有地は自然と大規模になろうし、小世帯はより小規模になろうことから、その保有地の規模の調整役として土地市場を捉えるのが、C. ダイヤー（Dyer）、ポスタンであり、他の先行研究も含め、三好が整理する⁽¹⁰⁾。

そして飢饉や疫病の流行の時には（1316年～24年）、土地取引が多い点を指摘するのが、I. カーシャウ（Kershaw）である⁽¹¹⁾。B. M. S. キャンベル（Campbell）も指摘しており、土地取引の件数を不作、豊作とを対応させ、不作の後、売却した土地を買い戻す事例を指摘する他、世帯内よりも世帯外で土地取引が多い事例を指摘する（ノーフォーク）⁽¹²⁾。一

（4） 吉田、「生活水準と保有地」、11-17頁。

（5） 長嶋、「農民家族と土地譲渡」、85-87頁。

（6） 国方、「初期農村土地市場」、103-143頁。

（7） *Carte Nativorum*, pp. xxviii-lx. King, “*Carte Nativorum*”, pp. 99-125.

（8） Page, ‘The Law of Transfer’, pp. 108-125. Hyams, ‘Peasant Land Market’, pp. 18-31.

（9） マクファーレン、『イギリス個人主義』。沢田、「土地保有と共同体」、59-88頁。

（10） Dyer, *Standards of Living*, p. 123. 三好、「農民間の土地移動」、7-11頁。

（11） Kershaw, ‘Great Famine’, pp. 3-50.

（12） Campbell, ‘Population Pressure’, pp. 87-134. Campbell, ‘Nature as Historical’, pp. 281-314.

方、血縁別 (sibling) に土地取引の記録を分類し、世帯外よりも世帯内の土地取引が多いことを指摘するのは R. H. スミス (Smith) である (サフォーク)⁽¹³⁾。寡婦との婚姻件数が減少したことを指摘するのが、J. レイヴンズデール (Ravensdale) である⁽¹⁴⁾。そしてミッドランド東部地域において、開墾が活発に行われていたことを J. A. ラフティス (Raftis) が指摘することとは対照的に、国方は農民間の土地取引は閉塞していたことを指摘する (オックスフォードシャー)⁽¹⁵⁾。

国方が村外への余剰人員の排出を指摘することから、氏の対象とする村落からミッドランド東部地域への人の移動を 1 つには推測できるかもしれないが、土地取引以外にも様々な資源が、農民にとっての副収入になっていた。賃金、家畜資源、菜園作物、野外採取物、家内生産物、あるいは最近、C. ブリグス (Briggs) が裁判記録を利用し、検討する金銭の借入も生活資源の 1 つだろう (返済不能の場合には、訴訟へと展開しただろう)。飢饉のような土地取引の件数と同様、金銭の借入の件数も多いことに加え、女性による金銭の借入も男性と同様に、少なからず、観察できること、また金銭の借入に関連して、自由農保有地を生活資源よりも、資産 (asset) としてブリグスは捉えている (ケンブリッジシャー)⁽¹⁶⁾。

そして大飢饉の時期に悲惨とも思える極端な事例を H. S. ルーカス (Lucas) が 1930 年の研究で挙げており、国方は 13 世紀後期から 14 世紀初期を 3 期に分類し、農民の生活水準が漸次低下したことを指摘する⁽¹⁷⁾。農作業以外への就業の点からすると、1279 年の土地調査を利用して、自由身分の職種を考察するのが M. バーク (Barg) であり、勘坂は市場開設した荘園における小規模な土地の保有を指摘し、そのような土地保有者の一部は手工業者だったことを推測させる事例をコスミンスキーは同時期の別の記録から指摘する⁽¹⁸⁾。そして E. B. ドゥウィント (Dewindt) は 15 世紀後期を契機に、エール醸造などの女性

(13) Smith, 'Families and Their Land', pp. 135-196.

(14) Ravensdale, 'Population Changes', pp. 197-226. 黒死病以後では、土地取引の件数とともに、許可料 (fine) の動向は、J. ムラン (Mullan) に詳しい (Mullan, 'Transfer of Customary Land', pp. 81-107.)。

(15) Raftis, *Assart Data*. 国方、『領主支配と農民』, 246 頁。

(16) Briggs, 'Credit and the Freehold', pp. 109-127. Briggs, *Credit and Village*. Hallam, *The Agrarian History*, vol. 2, pp. 818-853. 国方、『領主支配と農民』, 246 頁。長島, 「農民家族と土地譲渡」, 67-87 頁。

(17) Lucas, 'Great European', pp. 343-377. 国方、『領主支配と農民』, 211-268 頁。

(18) Barg, 'Social Structure', pp. 108-115. 勘坂, 「自由保有者と小屋住み」, 51-63 頁。コスミンスキー, 「一二七九年のハンドレッド」, 108-109 頁。

の経済活動の状況や就業状況が変化していたことを指摘する⁽¹⁹⁾。

以上のような研究を背景にして、本論文は、剰余はないが、かろうじて生活資源を獲得する農民世帯や生計を立てることの困難な世帯にとって、これまでの生活水準研究が提示する資源以外にも何が考えられるのか、という問題視角に立ち、次節のように、史料を取り扱った。

2 史料⁽²⁰⁾

主に利用した記録は東部地域、北部地域のウェイクフィールド裁判記録の他、カルテ・ナティヴォルム、である。

取り上げた記録は、先行研究の分類に拠ったが、いくつか修正した。その件数は行為者の件数で分類した。例えば、許可なく婚姻した場合、規則に違反した場合、あるいは不出頭の理由説明や何らかの問題に対する和解のための許可料の支払いなどが該当する。基本的には、違反者で取り上げた。先の事例の他に、エール規定への違反、暴行、中傷、窃盗が相当する⁽²¹⁾。

しかし、違反者とは言っても、同姓同名の場合、同一人物の可能性もある。同一人物と特定できる場合を除き、全て異なる人物と想定した。罪状が複数件になる場合には最初に挙がる記録の内容で取り扱った。それが関連する場合、適宜、調節した。例えば、木を伐採し、それを売却した場合、売却の項目で取り扱った。違反者を判明できない場合、次の2点で取り扱った。土地の交換や和解や同意などを複数名と行っている場合、その最初の人数を取り挙げた（2名と1名の土地交換は2名、1名と2名なら1名。1点目）。同意記録の場合、同意のための許可料を支払った者で取り扱った。その他、訴訟を取り下げた記録は、訴訟の原因となった加害者ではなく、その取り下げた者で取り扱った（2点目）。そして各種調査は各々の項目で分類し、結果の判明する記録はその内容の該当する項目で取り扱い、判明しない調査は1件として取り扱った。違反者が不明の記録は、不明1件と

(19) Ramsey, *Hepmangrove*, pp. 30–33.

(20) 本論文に挙げた裁判上の各種術語は、特に、沢田の研究が非常に勉強になり、本論文で利用した術語のほぼ全ては氏の研究に依拠している。

(21) ただ、土地のグラフは、いずれも、土地の保有、譲渡、還付、貸出は、各々、保有者、譲渡者、還付者、貸出者とした。

した。そして土地取引への参加者を整理する際には、姓名で分類し、夫婦は1組として調整した。R. H. ブリットネル (Britnell) が指摘するように、手工業に関わる姓は、必ずしも、その職に従事していないかもしれない。長島は、マーチャントが農奴として土地を保有する事例を指摘する。各身分 (“villein”, “free-holder”) が記録にない場合、都市民かもしれない。グラフ中の各年のカッコ内の数字は開廷件数である⁽²²⁾。

以上のようにして、裁判記録を、「土地」、「所有物など」、「侵害、損害など」、「違反など」、「耕作放牧」、「領主への宣誓・忠誠」、「法廷の運営など」、「その他」、で主に分類した。

基本的には以上だが、各地域の記録で指摘すべき諸点や、筆者単独の作業のために、見過ごした諸点もあろうし、筆者による上記の取り扱いに対して違和感を覚える諸点もあるだろう。

3 特徴⁽²³⁾

このような問題があるが、違反者、例えば、窃盗、強盗、金銭の借入（記録に挙がる場合、返済せず、訴訟されている者）、土地へ侵害せざるを得なかった者の点から、分類して、付録の結果を得た（表1～表6、グラフ1～グラフ19）。しかし、史料上、違反者を観察できるからと言って、必ずしも、生活に困窮していた者とは限らない。別の目的で犯罪を起こした者もいただろう（例えば、不当に叫喚追跡 (unjustly hue and cry) をした者）。上記の分類は、これまでの生活水準研究を踏まえての筆者による主観的な分類である。ロックによると、開廷件数は、各荘園に応じて、週単位だが、ウェイクフィールド裁判記録は、ワルシャム裁判記録に比して、年によって異なる。また、クーハム荘園やダウンハム荘園では17年から22年には飢饉のために開廷しなかったのかもしれないし、史料が残存しなかったのかもしれない。史料の残存という偶然もあったかもしれないし、その当時の歴史的出来事も、開廷件数に反映するかもしれない。あるいは開廷件数が毎年異なっ

(22) Britnell, ‘Specialization’, pp. 5-6. 長島, 「農民間の土地譲渡」, 105-125 頁。Walsham *le Willows*, vol. 1, p. 148.

(23) 吉田, 「付録：生活資源」, 1-9 頁。罰金は、対応する各種違反や犯罪などで、ほぼ一定している。筆者の不勉強のために、何らかの意味を見出すことができず、本論文では、取り扱うことができなかった。

ていても、特徴を整理するに際しては、問題はないのかもしれない。中には、開廷件数に対応した件数を反映しない項目もある。様々な要因を考慮しなければならないが、この点は、今後の課題である⁽²⁴⁾。

3-1 土地取引：イングランド中部地域（カルテ・ナティヴォルム、シャルグレーヴ裁判記録）

カルテ・ナティヴォルムにある（表 2）、例えば、ピーターバラ（7）では、非農業者は 29%、寡婦は 14%、農民は 57%、バラベリ（111）は各々、14%、16%、65%、ウォルトン（69）は各々、20%、4%、74%、ウェリントン（67）は各々、16%、3%、79%であり、長島の述べるように、農民が多い。シャルグレーヴ裁判記録（表 3）は平松の研究に詳しいが、慣習違反の内の土地取引に関わる項目と「還付と承認」を農業以外の者に分類すると（土地取引の件数が多い形になるが（78 年～90 年では 54 件、93 年～1300 年では 39 件、02 年～13 年では 56 件)), その内、手工業者は 78 年～90 年（17）では 24%、93 年～1300 年（6）では 17%、02 年～13 年（15）では 27%である（その他は寡婦や女性を含めた手工業者でも農業者でもない者）。非農業者を一定程度確認できる（3 割～4 割程度）。

3-2 地域間の特徴：ワルシャム裁判記録、ラムゼイ裁判記録、ウェイクフィールド裁判記録

ラムゼイ裁判記録では（表 4、グラフ 1～グラフ 4）、いずれの項目も年々の件数の増減が目立つ。所有物に関する項目は 1308 年まで減少傾向にあり、1309 年に件数は多いが、その後も、1350 年まで減少傾向にある。違反、不履行の項目は 08 年まで減少し、09 年以降、増加傾向にある。叫喚追跡、10 人組への加入問題も増加傾向にある。暴力・暴行事件が 15 年～22 年ではなく、その前の年の 12 年に多い。残る記録に何らかの特徴を見出せるわけではないが、侵害、損害は 08 年までは減少傾向にあり、その後、件数は増減するが、一定程度記録がある。そして土地の記録は小数である。しかし、飢饉の年に多く、そして 05 年にも記録がある。内訳を見ると、土地取引は飢饉の年にのみ多いが、件数が少ない分、何らかの特徴を得ることは難しいかもしれないが、内訳を見ると、非農業、女性も観察できる。少数ではあるものの、例えば、醸造 (brewer)、パン焼き (baker)、屠

(24) *Walsham le Willows*, vol. 1, p. 6.

殺 (butcher), 酒類屋 (victualer), 皮革屋 (skinner), なめし業者 (tanner), 靴修繕屋 (cobbler) 等に女性が従事しており, その他, ドゥウィントによると, 15 世紀初期になると, 織物屋 (weaver), 仕立て屋 (tailor), 染物屋 (dyer), 縮絨屋 (fuller) など, 織物に関わる業者も出現する⁽²⁵⁾。

ワルシャム裁判記録では (表 5 と表 6, グラフ 5～グラフ 10), 開廷件数が少数のため, 大きく 4 期間に区分できる (1303 年～21 年, 24 年～30 年, 31 年～43 年, 44 年～50 年)。ラムゼイ裁判記録のように, 農業上の危機 (特に, 16 年から 19 年) にどの項目の記録が多い。40 年以後では, 土地に関する項目のように増加する項目があれば, 所有物のように 45 年以降減少する項目もある。侵害や損害は, 29 年に件数が多く, およそ 38 年まで増加している。損害や侵害と同様, 放牧・耕作に関わる項目も 30 年代に多く, 耕作に関わる問題も含めて, 農業上の項目としたが, 記録は牧羊に関わる項目がほとんどである。囲い込み請求権 (fold) の要求が 1330 年前後から比較的多い。そして地代などの滞納物も, 26 年以降, 増加している他, 宣誓, 法廷の運営も 30 年代に記録が多く, その後は, 何らかの特徴を観察できない。土地の項目の内訳を見ると, ロックが指摘するように, 還付と承認の件数が多い⁽²⁶⁾。土地の売買は 31 年以降増加している。相続, 土地保有, 還付と承認, 領主への土地の回復は 18 年に多い。そして土地の売買への参加者を見ると, 農民と思われる者が多く, 女性となると, その記録はより少数である。特に, 土地の交換は総計 15 件中, 農民 11 件 (相手方 8 件), 非農業者 3 件 (5 件), 女性 0 件 (1 件), 不明 1 件 (1 件) である。土地の貸借は総計 68 件中 (全て貸手で考慮した), 農民 37 件 (借手 51 件), 非農業者 9 件 (6 件), 女性 20 件 (その内, 姉妹は 4 組 (3 件)), 夫婦 1 組 (0 組), 不明 0 件 (1 件) である。

都市間の比較からすると, ウェイクフィールド裁判記録のほぼ全ての項目は (グラフ 11～グラフ 16), 1307 年 (開廷件数は 7 件) を除いて, 16 年まで増加傾向にあり, その後, 減少している。違反の項目は, 29 年に特に多い。耕作や放牧の項目には, 他の裁判記録とは異なり, 家畜が囲い地などから逃げ, 罰金を受けた者が多い。特に, 違反には, エールやパンの製造や販売規定 (assize) の違反よりも, 木, 野草の伐採, 採取に関わる違反者が多い。また, 食料を含む窃盗件数が多い年では, 暴行, 殺害も件数が多く, ラムゼイ裁判記録とは対照的である。また, 他の裁判記録では, その他の項目に含めた暴力,

(25) Ramsey, *Hepmangrove*, pp. 24–25.

(26) *Court Rolls of Walsham*, p. 11.

誹謗・中傷が多い。

土地取引では、土地保有として分類した項目が多い。土地保有全体からすると、開廷件数に比して、1316年以後の件数は以前よりも少数である。土地保有の内には、許可証（license）を取得する形式と金銭を支払うことで土地を保有する形式があり、1290年代までは許可証による保有が多く、その後、金銭による保有が多い。相続は土地保有と同様、16年まで増加し、それ以後、減少している。還付と承認は17年以後、還付と承認は増加しており、保有する形式の変遷を観察できる。ただ、土地の売買や貸出には、目立った傾向は見られない。しかし、保有地に対する何らかの訴訟は07年を境に、減少している。特に、1316年前後から、土地保有、還付承認、土地相続は減少している。

3-3 大飢饉以前と以後：ダウンナム裁判記録、クークハム裁判記録

大飢饉以前と以後との比較からすると、ワルシャム裁判記録では所有に関する項目と土地の項目は類似している。侵害や損害、違反、不履行も同様である。ダウンナム裁判記録（グラフ17）の土地に関わる項目は大飢饉以後増加している。所有に関わる項目は、大飢饉直前から23年に減少し、その後増加するものの、25年以後再度減少しており、侵害や損害にも同様の傾向を観察できる。侵害や損害は大飢饉以前では何らかの傾向を観察できないが、16年の開廷件数が1件のために、16年は少数である。その後、侵害や損害の件数は増加しているが、ダウンナム裁判記録の26年、27年では減少している。

クークハム裁判記録（グラフ18）の所有に関する項目も、飢饉以後、増加している。特に、エール醸造に関わる件数が、飢饉以後、多い（詳細は掲載していない）。侵害や損害には領主の穀物畑への侵害や損害が多い。土地に関わる項目は飢饉の前後に多く、36年以後、増加している。しかし、耕作や放牧は、ダウンナム裁判記録とともに、大飢饉以後、特徴を観察できない。

4 比較対照：1つの解釈

各裁判記録から得られた特徴を整理してきた。何らかのまとまりのある形で整理できれば、得られる解釈もより意味のある形になるだろうが、この点は今後の課題としたい。前節の特徴に対して、暫定ではあるが、以下のように解釈してみたい（あくまでも、1つの解釈であり、見方によっては別の解釈も様々にできるだろう。）。

違反者の中には、領主の土地や共同地を侵害し、そこへ損害を与え、生成する各種資源

を伐採、採取して、販売、私的に利用している。生活資源のためなのか、大飢饉、不作の年に多かった。対応して、領主に対して宣誓、忠誠を誓わなければならない項目が30年代に特に多かった。その際に、各種動産や不動産が一時的に領主の下へ回復または差し押さえられていた。そして生活資源が不足したのか、土地取引の他にも、窃盗、各種資源への侵害、金銭の借入、債務不履行、あるいは採取物の売却などが発生していたのかもしれない。ウェイクフィールド裁判記録では窃盗の内、穀物、家畜、野草や木の実(nuts)などの食糧に関わる窃盗が多く、中には、窃盗品を販売した者もある。また、窃盗物を分与してもらおうと試みたのか、その窃盗犯を置ったために、罰金を課された者も多い(血縁者を問わず)。土地取引や金銭の借入には、女性を一定程度観察できたが、裁判記録に出現するエール醸造の多くは、ドゥウィントも指摘するように、女性である。彼女の生活が日に日に悪くなるようなら、シューベルトの指摘する状況もまた起きていたかもしれない(状況が状況なら、男女の別は問われないかもしれない(男娼))⁽²⁷⁾。

生活に困窮すると、支払うべきものも支払えなかっただろう。貧困者である限り、罰金や罰則などは免除された。地代の滞納(arrear)については、農民が意図的に支払わず、領主に対して抵抗していたことをダイヤーは指摘するが、例えば、ワルシャム裁判記録では大飢饉でも件数が多いことから、支払おうにも支払えなかったのだろう。貧困のために、支払い能力のない者もダイヤーは指摘しており、平松はシャルグレーヴ裁判記録の研究で、貧困のために罰金を免除された事例を指摘する⁽²⁸⁾。

生活の困窮は人を自暴自棄にさせるのか、不当な叫喚追跡に向かわせたかもしれない。生活の苦境は人々を苛立たせ、誹謗・中傷も増えたことだろう。非嫡子の問題もその1つかもしれない。男性ではなく、女性がほぼその罰則の対象となっている。ここには、確かに、男性の優位を察するだろう。30年代では不当な叫喚追跡は多く、同様に、十人組への加入の問題の件数も多かった。ただ、対象とする年代は異なるものの、S. W. ハル(Hull)の述べる事情のためか、強姦(rape)はほとんど裁判記録には出現していない⁽²⁹⁾。しか

(27) シューベルト、『中世人の日常』、52-69頁、139-148頁、249-262頁。例えば、中世後期における性の開放性をシューベルトが指摘するために述べ箇所について、女性による庶子税(Childwite)の支払いに関連して、引用すると、以下である。『……娼家の女性たちの生活が苛酷で、また……絶望の帰結であり、娼婦たちは仮借のない貧困のしわ寄せを背負わされた(シューベルト、『中世人の日常』、52-53頁。)]

(28) Dyer, 'A Redistribution', pp. 21-25, pp. 32-33. 平松, 「農民間の土地譲渡」, 23頁。

(29) 三好, 「荘園裁判記録帳」, 53-60頁。Dyer, *Standards of Living*, p. 124-125. ハル, 『女は男

し、例えば、不当な叫喚追跡のように、それが故意であったり、繰り返したり、度が過ぎるようなら、貧困者であっても、何らかの処罰もあったかもしれない。生活資源からすると、ピーターバラ修道院の白書（White Book）からは、金銭の借入、役得、年金（annuity）など様々な生活資源を確認できる。そしてルーカスの指摘する人食の現象こそ、窮乏を決定的に示すホールマークだろう⁽³⁰⁾。

生活の窮状に活路を見出せられるのか。その1つとして乗り出したのが、牧羊業あるいは毛織だったのかもしれない。牧羊業の際にもまた、ワルシャム裁判記録のように、何らかの問題は起きただろうが、生計を立てることの可能な保有地が中部に比して少数だったこと、小規模な土地がより多数だったことの要因かもしれない⁽³¹⁾。

5 まとめ

以上、生活資源の視点から、大飢饉以前と以後の形で、いくつかの裁判記録を主に利用し、再整理し、1つの解釈を整理してきた（飛躍した解釈も十分ある）。カルテ・ナティヴォルム、シャルグレーヴ裁判記録を通じて、非農業者を整理できた。ウェイクフィールド裁判記録では、14世紀初期に土地保有の形式の変遷を整理できた。金銭の借入は、本論文では、ワルシャム裁判記録のみだが、整理できた。飢饉の影響は、土地取引や金銭の借入以外からも観察できた。記録に見られた何らかの行為も、一部の農民にとっては、副次的な生活資源にもなりうる行為として捉えられなくもなかった⁽³²⁾。本論文は、生活水準研究で指摘される追加的な生活資源について、農民の生活上の立場に応じて、生活資源も異なり、多様にあっただろうことをより一層検討する契機になったと言える。

しかし、本論文は入手可能な史料しか利用していない。史料を利用するにしても、本論文の視点とは異なる見方から史料を整理すると、異なった結果や解釈、より意味のある結果や解釈を得られるかもしれない。また、土地取引の際の土地の規模や許可料や地代を整理していない。この最後の点は、土地調査記録にある地代とともに、次稿に譲りたい。

に従うもの？』、102-103頁。強姦は1287年のラムゼイ裁判記録で1件のみ観察できた。

(30) Smith, 'Families and Their Land', pp. 135-196. Campbell, 'Nature as Historical', pp. 281-314. Lucas, 'Great Euro-pean', pp. 360-367.

(31) 吉田, 「農民保有地」, 23-27頁。

(32) 例えば, Wakefield, vol. 4, pp. 187-188.

参 考 文 献

刊行史料

- Carte Nativorum: a Peterborough Abbey Cartulary of the Fourteenth Century*, eds., C. N. L. Brooke and M. M. Postan (Oxford, 1960).
- Court Roll of Chalgrave Manor 1278–1313*, ed., M. K. Dale (Luton, 1948).
- Court Roll of the Manor of Downham 1310–1327*, ed., M. C. Coleman (Cambridge, 1997).
- Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 1, 1274 to 1297*, ed., W. P. Baildon (Wakefield, 1901).
- Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 2, 1297 to 1309*, ed., W. P. Baildon (Wakefield, 1906).
- Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 3, 1313 to 1316, and 1286*, ed., J. Lister (Wakefield, 1917).
- Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 4, 1315 to 1317*, ed., J. Lister (Wakefield, 1930).
- Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 5, 1322 to 1331*, ed., J. W. Walker (Wakefield, 1945).
- The Court Rolls of Ramsey, Hepmangrove and Bury, 1268–1600*, ed. and trans., E. B. Dewindt (Toronto, 1990).
- The Court Rolls of Walsham le Willows, 1303–1350*, ed., R. Lock (Woodbridge, 2002). (1998)
- Manorial Records of Cuxham, Oxfordshire, c. 1200–1359*, ed., P. D. A. Harvey (London, 1976).
- The White Book of Peterborough: the Registers of Abbot William of Woodford, 1295–99 and Abbot Geoffrey of Crowland, 1299–1321*, ed., S. Raban; trans., C. Trafford and S. Raban (Northampton, 2001).

二次文献

- Barg, M., 'The Social Structure of Manorial Freeholders: an Analysis of the Hundred Rolls of 1279', *Agricultural History Review*, 39 (1991), pp. 108–115.
- Briggs, C., 'Credit and the Freehold Land Market in England, c. 1200–c. 1350: Possibilities and Problems for Research', in P. R. Schofield and T. Lambrecht, eds., *Credit and the Rural Economy in North-western Europe, c. 1200–c. 1850* (Brepols, 2009), pp. 109–127.
- Briggs, C., *Credit and Village Society in Fourteenth-Century England* (Oxford, 2009).
- Campbell, B. M. S., 'Population Pressure, Inheritance and the Land Market in a Fourteenth-Century Peasant Community', in R. M. Smith, ed., *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 2002). (1984), pp. 87–134.
- Campbell, B. M. S., 'Nature as Historical Protagonist: Environment and Society in Pre-industrial England', *Economic History Review* 2nd ser., 63 (2010), pp. 281–314.

- Dyer, C., 'A Redistribution of Incomes in Fifteenth-Century England', *Past and Present*, 39 (1968), pp. 11-33.
- Dyer, C., *Standards of Living in the Later Middle Ages: Social Change in England c. 1200-1500* (Cambridge, 1998). (1989), pp. 109-150.
- Hallam, H. E., ed., *The Agrarian History of England and Wales: 1042-1348*, vol. 2 (Cambridge, 1988), pp. 818-853.
- Hyams, P. R., 'The Origins of a Peasant Land Market in England', *Economic History Review* 2nd ser., 23 (1970), pp. 18-31.
- King, E. J., 'Carte Nativorum', in E. J. King, *Peterborough Abbey 1086-1310: a Study in the Land Market* (Cambridge, 2008), pp. 99-125.
- Lucas, H. S., 'The Great European Famine of 1315, 1316, and 1317', *Speculum*, 5 (1930), pp. 343-377.
- Mullan, J., 'The Transfer of Customary Land on the Estates of the Bishop of Winchester between the Black Death and the Plague of 1361', in R. Britnell, ed., *The Winchester Pipe Rolls and Medieval English Society* (Woodbridge, 2003), pp. 81-107.
- Page, F. M., 'The Law of Transfer', in F. M. Page, *The Estates of Crowland Abbey* (Cambridge, 1934), pp. 108-125.
- Raftis, J. A., *Assart Data and Land Values: Two Studies in the East Midlands 1200-1350* (Tronto, 1974).
- Ravensdale, J., 'Population Changes and the Transfer of Customary Land on a Cambridgeshire Manor in the Fourteenth Century', in R. M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 2002). (1984), pp. 197-226.
- Smith, R. M., 'Families and Their Land in an Area of Partible Inheritance: Redgrave, Suffolk 1260-1320', in R. M. Smith, ed., *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 1984). (2002), pp. 135-196.
- カー, H. M. 著, 沢田裕治訳, 「重罪私訴追のアンジュール改革 (1)」, 『山形大学紀要 (社会科学)』, 40 (2010), 29-47 頁。
- 勘坂純市, 「13 世紀イングランドにおける自由保有者と小屋住み: 1279 年のハンドレッド・ロールズの分析」, 『創価経済論集』, 27 (1998), 51-63 頁。
- ギューターボック, C. 著, 沢田裕治訳, 「十三世紀イングランド刑事訴訟の研究及び素描 (一)」, 『山形大学紀要 (社会科学)』, 35 (2005), 13-51 頁。
- ギューターボック, C. 著, 沢田裕治訳, 「十三世紀イングランド刑事訴訟の研究及び素描 (二)」, 『山形大学紀要 (社会科学)』, 36 (2006), 47-68 頁。

- ギューターボック, C. 著, 沢田裕治訳, 「十三世紀イングランド刑事訴訟の研究及び素描 (三・完)」, 『山形大学紀要 (社会科学)』, 37 (2007), 33-54 頁。
- 国方敬司, 「中世イングランドにおける初期農村土地市場」, 『山形大学紀要』, 13 (1983), 103-143 頁。
- 国方敬司, 『中世イングランドにおける領主支配と農民』 (刀水書房, 1993)。
- コスミンスキー, E. A. 著, 秦玄龍訳, 「一二七九年のハンドレッド文書集：イギリス農業史の一資料として」, (コスミンスキー, E. A. 著, 秦玄龍訳, 『イギリス封建地代の展開』 (未来社, 1980)。(1960)), 61-127 頁。
- 沢田裕治, 「十三, 四世紀イングランドにおける土地保有と共同体：Halesowen 村の研究」, 『早稲田法学会誌』, 37 (1987), 59-88 頁。
- 沢田裕治, 「中世イングランドの「寡婦産」訴訟」, 『山形大学法政論叢』, 13 (1998), 38-58 頁。
- 沢田裕治, 「コモン・ロー寡婦産をめぐって：その定義とその史的素描」, 『山形大学法政論叢』, 18 (2000), 235-262 頁。
- シューベルト, E. 著, 藤代幸一訳, 『名もなき中世人の日常生活』 (中世ヨーロッパ万華鏡Ⅲ, (八坂書房, 2005)。
- 杉浦貫一, 「英国不法行為論：動産侵害, 横領と動産不法占有について」, 『大阪経大論集』, 63 (1968), 35-84 頁。
- 田中和夫, 「英法に於ける特定回復 (Specific Restitution)」, 『法政研究』, 3 (1932), 1-56 頁。
- 長島武敏, 「中世イングランドにおける農民間の土地譲渡をめぐって：ピーターバラ大修道院の一史料の分析」, 『研究年報「経済学」』, 43 (1981), 105-125 頁。
- 長島武敏, 「中世イングランドにおける農民家族と土地譲渡：ピーターバラ大修道院の場合」, 『社会経済史学』, 50 (1985), 67-87 頁。
- ハル, S. W. 著, 佐藤清隆他訳, 『女は男に従うもの?：近世イギリス女性の日常生活』 (刀水書房, 2003)。
- 平松 紘, 「イギリス荘園における農民間の「土地譲渡」：ベドフォードシャー・Chalgrave マナーの裁判記録 (1278 年～1313 年) にみる」, 『青山法学論集』, 17 (1975), 1-44 頁。
- 保谷一三, 「英法 Legal Jargon の中世フランス語起源について (1)」, 『山梨医大紀要』, 4 (1987), 89-98 頁。
- マクファーレン, A. 著, 坂田利夫訳, 『イギリス個人主義の起源：家族・財産・社会変化』 (南風社, 1997)。
- 三好洋子, 「14 世紀イギリスにおける農民間の土地移動」, 『聖心女子大学論集』, 14 (1989), 5-20 頁。
- 三好洋子, 「荘園裁判記録帳の中の女性」, 『歴史評論』, 479 (1990), 53-60 頁。
- 吉田敬洋, 「13 世紀後期から 14 世紀初期イングランドにおける生活水準と保有地：先行研究の概観を中心に」, 『六甲台論集』, 57 (2010), 9-33 頁。
- 吉田敬洋, 「中世イングランドにおける農民保有地：生活水準研究に向けて」, 『六甲台論集』, 57 (2011), 15-30 頁。

吉田敬洋, 「付録: 黒死病以前のイングランドにおける農民生活の一側面」 (http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81003240, 2011), 1-9 頁。

刊行史料

Carte Nativorum: a Peterborough Abbey Cartulary of the Fourteenth Century, eds., C. N. L. Brooke and M. M. Postan (Oxford, 1960).

Court Roll of Chalgrave Manor 1278-1313, ed., M. K. Dale (Luton, 1948).

Court Roll of the Manor of Downham 1310-1327, ed., M. C. Coleman (Cambridge, 1997).

Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 1, 1274 to 1297, ed., W. P. Baildon (Wakefield, 1901).

Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 2, 1297 to 1309, ed., W. P. Baildon (Wakefield, 1906).

Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 3, 1313 to 1316, and 1286, ed., J. Lister (Wakefield, 1917).

Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 4, 1315 to 1317, ed., J. Lister (Wakefield, 1930).

Court Rolls of the Manor of Wakefield, vol. 5, 1322 to 1331, ed., J. W. Walker (Wakefield, 1945).

The Court Rolls of Ramsey, Hepmangrove and Bury, 1268-1600, ed. and trans., E. B. Dewindt (Toronto, 1990).

The Court Rolls of Walsham le Willows, 1303-1350, ed., R. Lock (Woodbridge, 2002). (1998)

Manorial Records of Cuxham, Oxfordshire, c. 1200-1359, ed., P. D. A. Harvey (London, 1976).

The White Book of Peterborough: the Registers of Abbot William of Woodford, 1295-99 and Abbot Geoffrey of Crowland, 1299-1321, ed., S. Raban; trans., C. Trafford and S. Raban (Northampton, 2001).

表 1：白書(パーセント)²

	土地一般		所有物		宣誓など	令状, 取決め等		その他	
William of Woodford's of Register (115)	28		16		5	37		14	
Godfrey of Woodford's of Register (190)	18		25		14	35		8	
合計 (306)	21		22		11	36		10	
	土地取引分類								
	女性		非農業者		農民		不明		
	譲渡	譲受	譲渡	譲受	譲渡	譲受	譲渡	譲受	
William of Woodford's of Register (26)	8	4	23	80	69	8	0	8	
Godfrey of Woodford's of Register (20)	10	15	40	50	50	35		0	
合計 (46)	9	9	30	67	61	20		4	

表2: カルテ・ナティヴォルムの非農業者(パーセント)³

	非農業者	寡婦	長島の検討した証書		非農業者	寡婦	長島の検討した証書
ピーターバラ(7)	29	14	57	コッチンガム(5)	40	20	40
バラバリ(111) ⁴	14	16	65	ティンウェル(16)	12	13	75
ウォルトン(69) ⁵	21	4	74	スタンウィック(3)	0		100
ウェリントン(67) ⁶	17	3	79	グレートイーストン(21)	19	0	81
グリントン(92)	17	11	72	アウンドル(7)	43	14	43
カースタ(27)	26	7	67	スコッタ(28)	50	14	36
アースリングバラ(8)	50	0	50	ウォルコット(5)	0		100
合計(466)	21	10	69				

表3: シャルグレーヴ裁判記録(パーセント)⁷

	記録内訳						
	訴訟手続違反		免責		訴訟	慣習違反	還付と承認
1278 年～1290 年(176)	27		5		22	28	18
1293 年～1300 年(147)	31		1		25	34	9
1302 年～1313 年(194)	14		1		26	51	8
合計(517)	23		3		24	38	12
	土地取引内訳(慣習違反(不当立入, 無許可売買・賃借), 還付と承認)						
	不当立入		無許可売買・賃借			還付と承認	
1278 年～1290 年(43)	12		11			77	
1293 年～1300 年(39)	38		28			33	
1302 年～1313 年(55)	51		16			33	
合計(137)	35		18			47	
	土地取引分類 1						
	不当立入		無許可売買・賃借			還付と承認	
	非農業者	その他	非農業者間	非農業者とその他	その他	非農業者	その他
1278 年～1290 年(54)	14	6	0	10	18	11	41
1293 年～1300 年(39)	10	30		3	23	3	31
1302 年～1313 年(56)	5	46	4	4	9	14	18
合計(149)	10	29	1	5	16	10	29
	土地取引分類 2						
	不当立入		無許可売買・賃借			還付と承認	
	手工業者	その他	手工業者	その他		手工業者	その他
1278 年～1290 年(17)	24	18	24	5		0	29
1293 年～1300 年(6)	0	67	17	0		16	0
1302 年～1313 年(15)	7	13	27			7	46
合計(38)	13	24	24	3		5	31

ラムゼイ裁判記録⁸
 グラフ 1: 記録される事例¹⁹

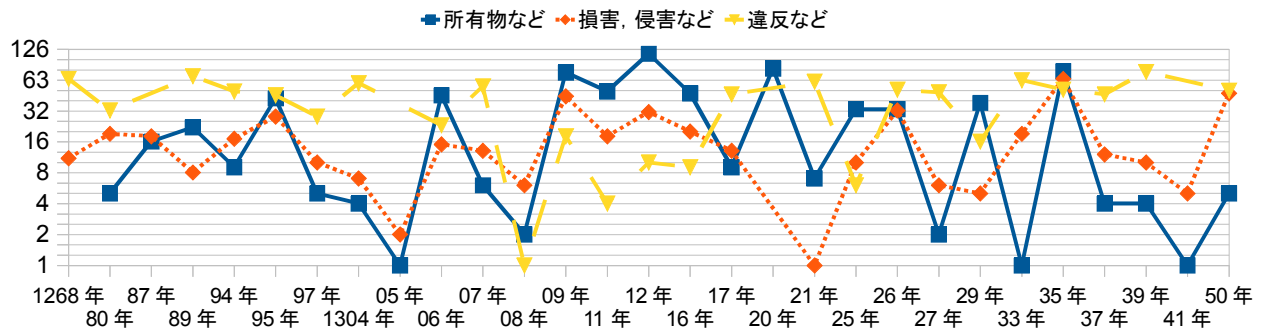
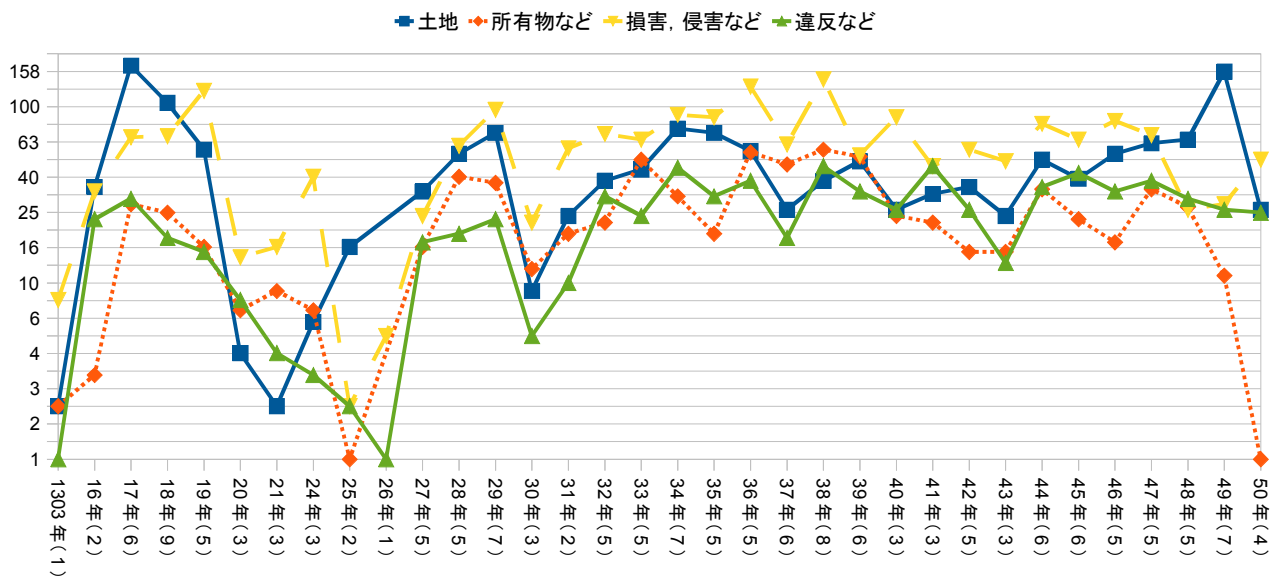


表4: 土地取引の内訳(件数)

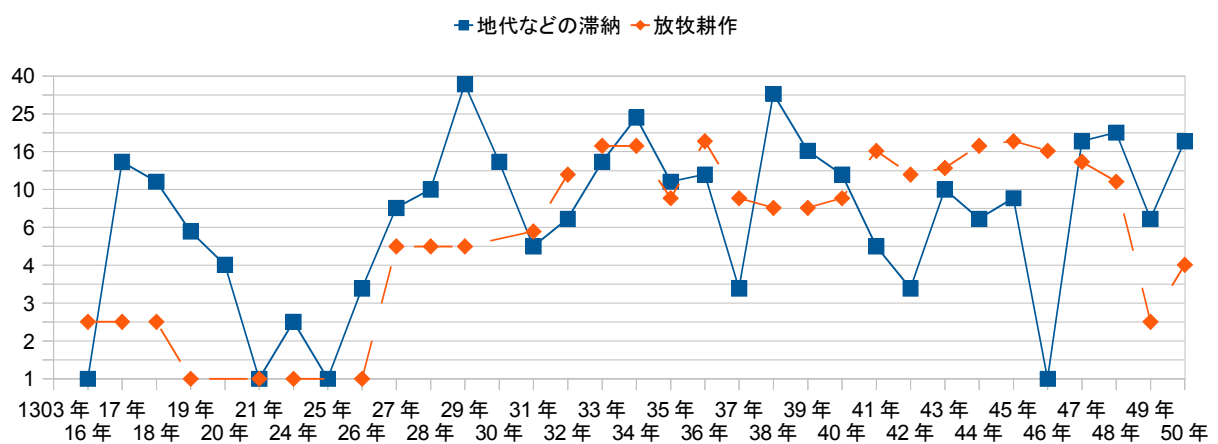
	相続 (農民)	土地の売買 (買手)			土地の売買 (売手)			土地の貸出 (貸手)		土地の貸出 (借手)		土地保有 (譲受)		土地保有 (譲渡)	
		非農 業者	農 民	不明	非農 業者	農 民	不明	非農 業者	農 民	非農 業者	農 民	非農 業者	農 民	農 民	領 主
1287 年(9)	6	0						0	3	1	2	0			
1297 年(1)	0	1		0		1		0							
1309 年(3)		2				2		0				1	0	1	
1317 年(18)	0	7	9	2	10	9	2								
1321 年(5)	0										4	1	0		

ワルシャム裁判記録¹²

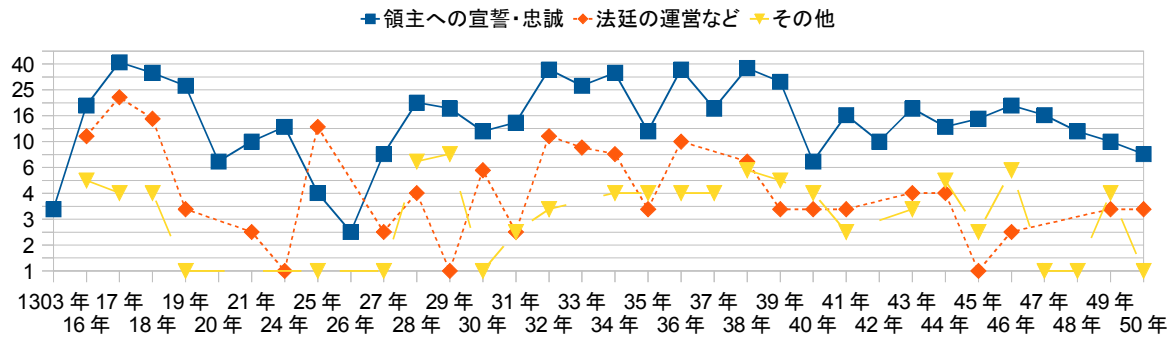
グラフ5: 土地取引に関わる事例1¹³



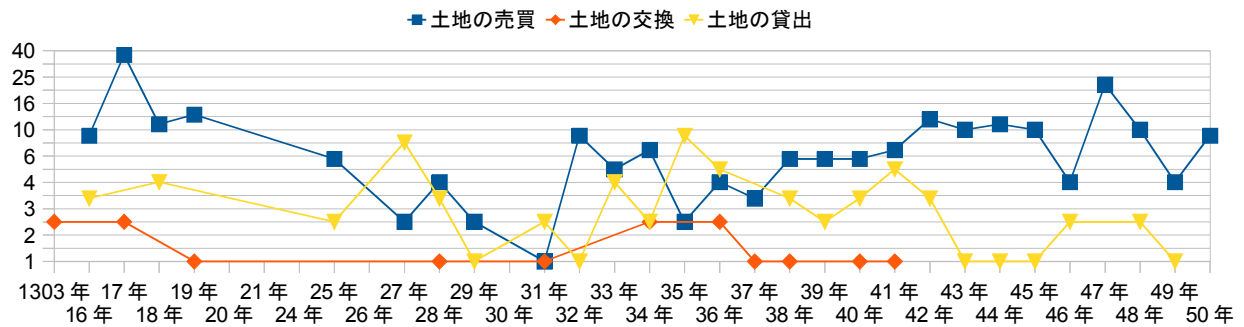
グラフ6: 土地取引に関わる事例2¹⁴



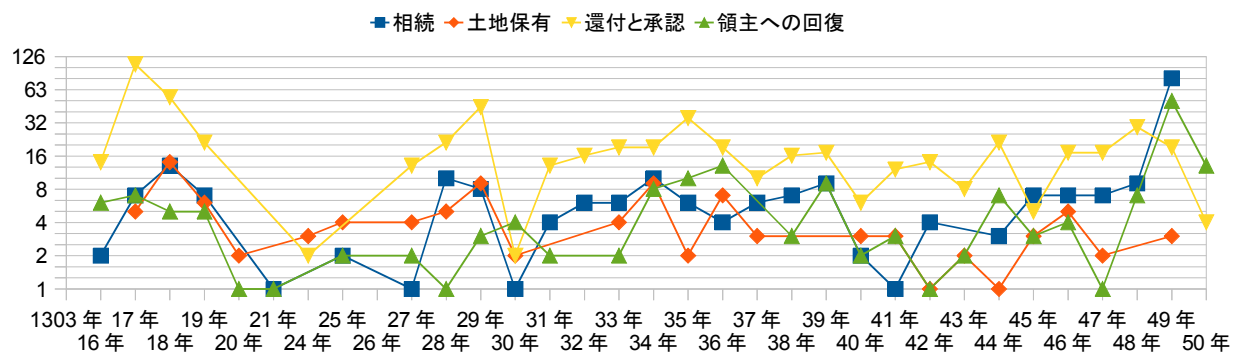
グラフ 7: 土地取引に関わる事例 3¹⁵



グラフ 8: 土地の内訳 1



グラフ 9: 土地の内訳 2



グラフ 10: 土地の内訳 3

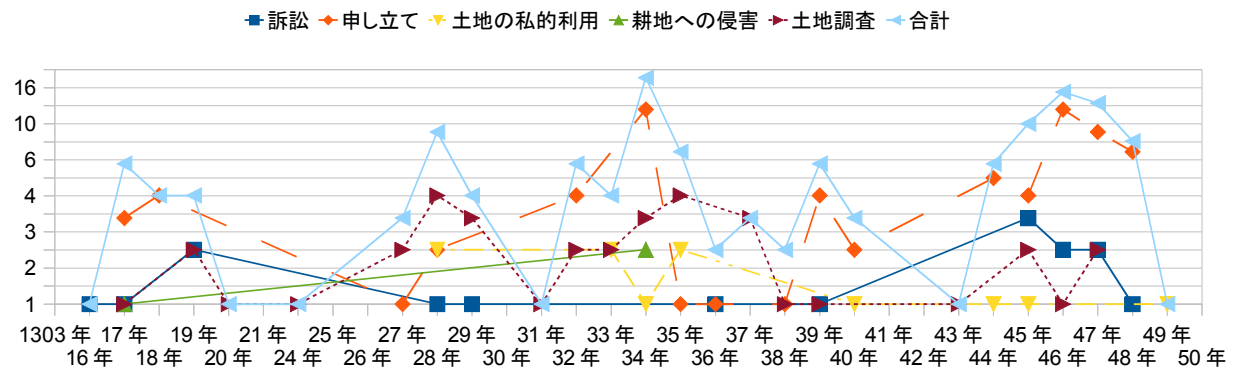


表5: 土地の売却と購入(件数)

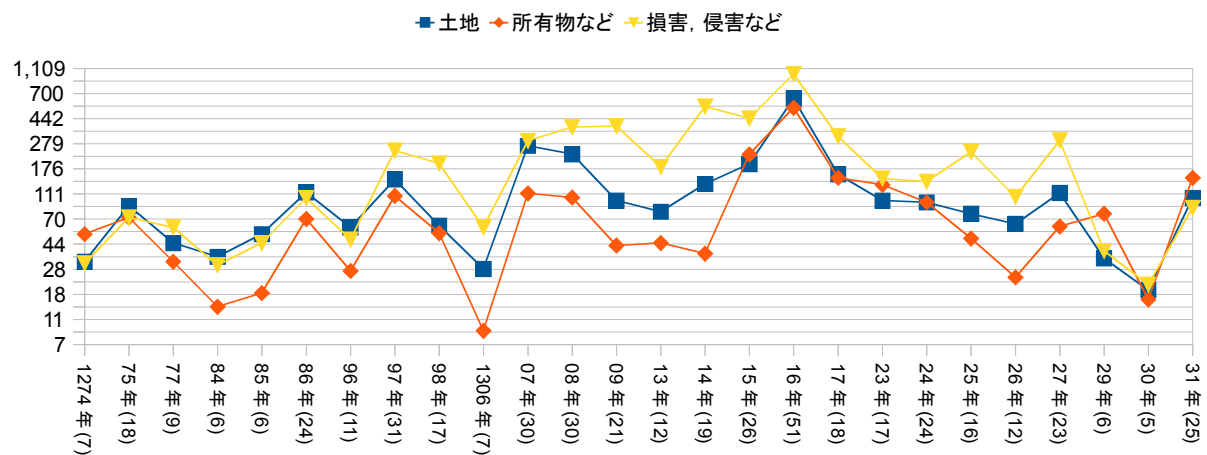
	土地の売却						土地の購入				
	女性	姉妹	非農業者	男性	夫婦	不明	女性	非農業者	農民	夫婦	不明
1303年～30年	3	0	2	68	2	9	4	10	64	2	4
31年～40年	3		3	38	0	4	1	3	38	2	4
41年～50年	9	1	10	69	0	8	2	24	69	1	1
合計	15	1	15	175	2	21	7	37	171	5	9

表6: 金銭の借入(件数)

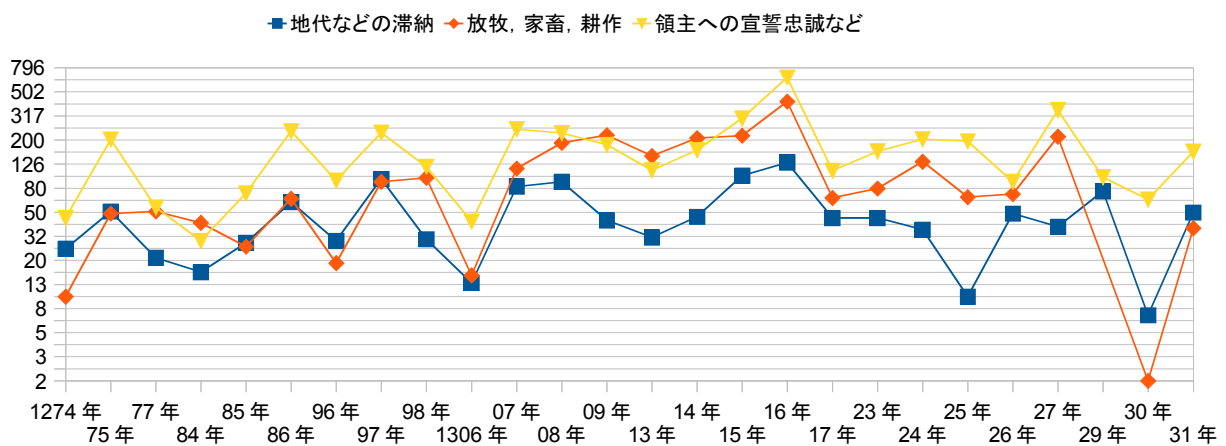
	貸方					借方			
	非農業者	女性	兄弟・姉妹	男性	夫婦	非農業者	女性	農民	夫婦
1303年～30年	9	2	0	69	1	7	3	63	0
31年～40年	19	8	1	119	3	34	10	110	1
41年～50年	3	0			46	4	1	38	1
合計	31	10	1	234	5	45	14	211	2

ウェイクフィールド裁判記録¹⁶

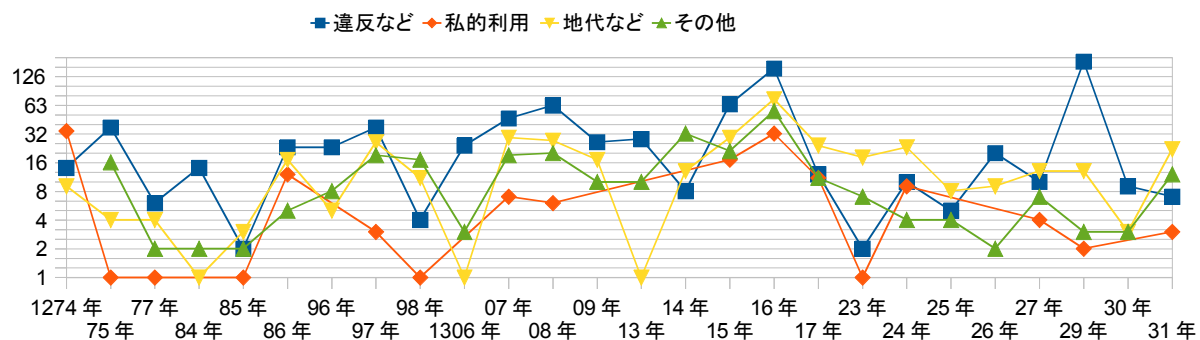
グラフ11 記録される事例1



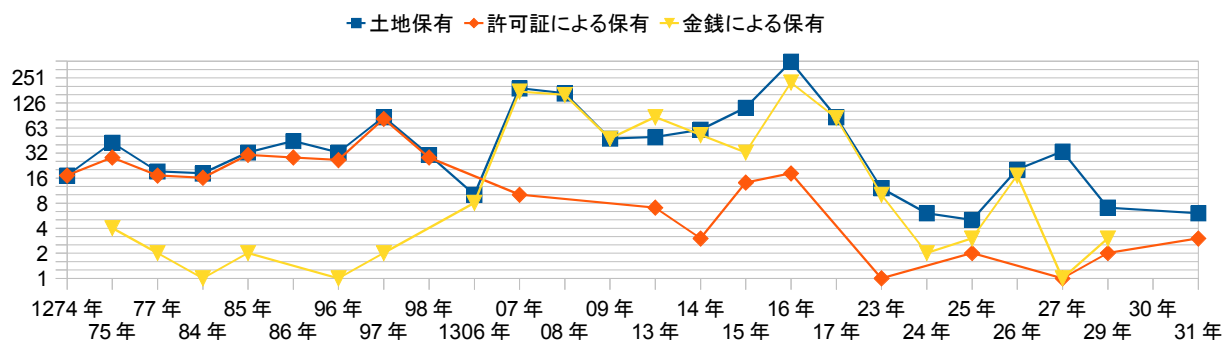
グラフ12 記録される事例2



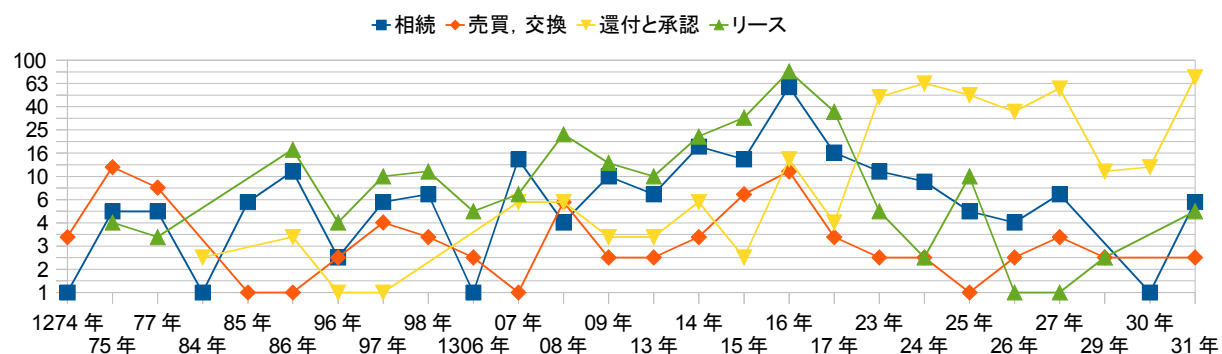
グラフ 13 記録される事例3



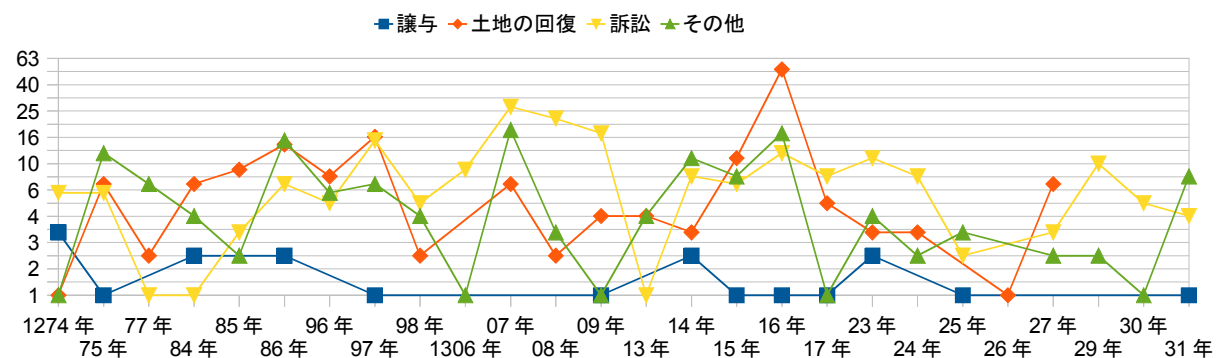
グラフ 14: 土地の内訳 1



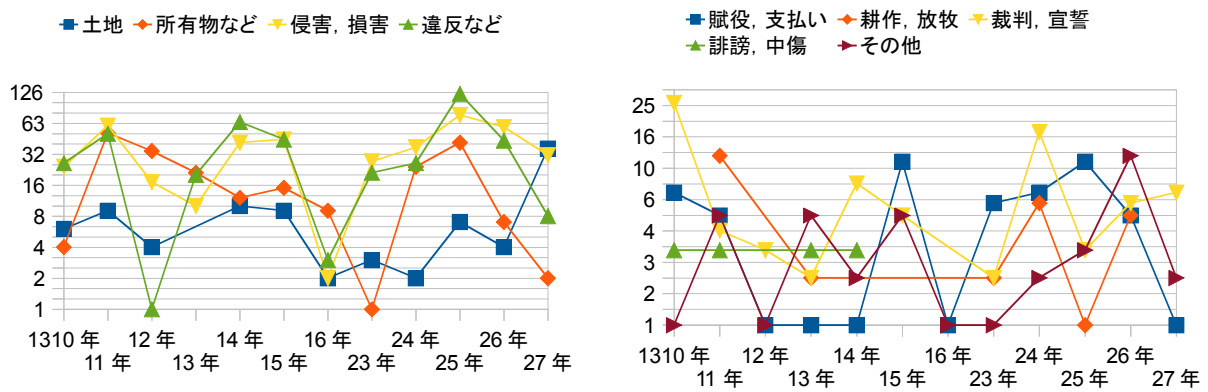
グラフ 15: 土地の内訳 2



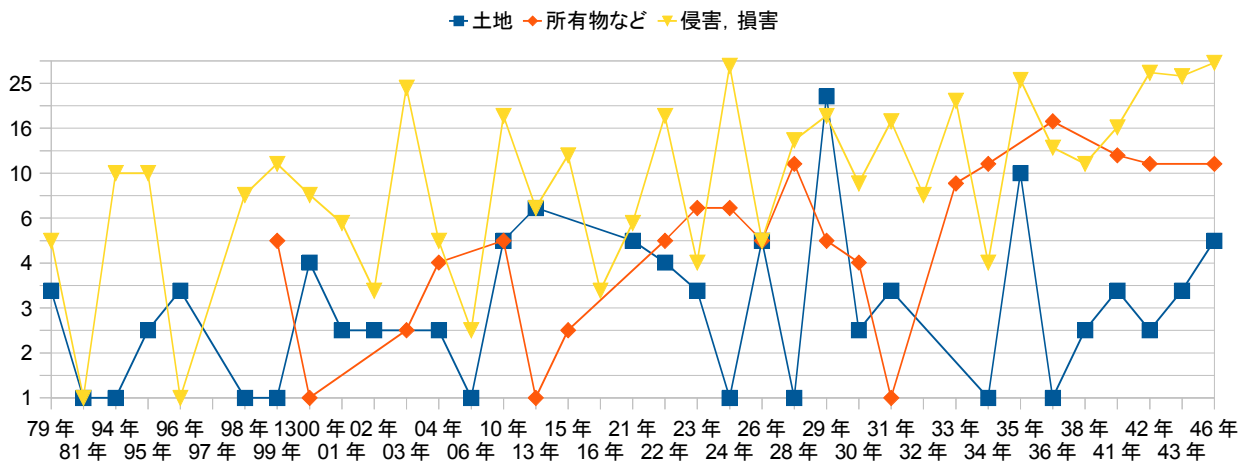
グラフ 16: 土地の内訳 3



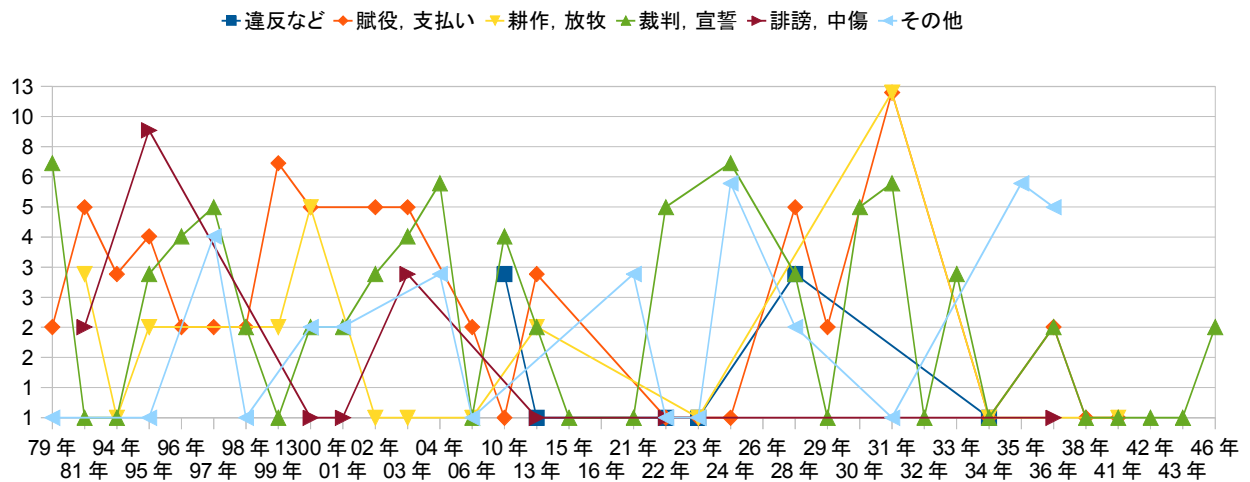
ダウンナム裁判記録¹⁷
 グラフ 17 記録される事例



クークハム裁判記録¹⁸
 グラフ 18 記録される事例 1



グラフ 19 記録される事例 2



- 1 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程 (e-mail: 076e111e@stu.kobe-u.ac.jp)
- 2 W. ウッドフォードの登録記録は1295年から1299年, G. クローランドの登録記録は1299年から1321年。
土地一般: 譲与, 土地の譲与, 権利放棄, 還付, 土地調査, 開墾。所有物: 遺産目録, 借入, 衣類・食糧等の譲与, 贈与, 恩給, 支払い, (荘園)収入評価。宣誓など: 宣誓, 忠誠。令状, 取決めなど: 令状, 取決め, 書簡, 但書, 覚書。その他: 侵害, 損害, 辞任, 農奴解放など。
- 3 *Carte Nativorum*, pp. 3-165. 証書の件数である。土地の譲渡者, 受領者のいずれかまたは両方に, 非農業者や寡婦の記録があれば, その項目に分類した。
- 4 非農業者と寡婦(5%)。
- 5 非農業者と寡婦(1%)。
- 6 非農業者と寡婦(1%)。
- 7 *Chalgrave Manor*, pp. 1-66.
- 8 *Ramsey, Hepmangrove*, pp. 1-334.
- 9 所有物など: 所有物, 滞納物, 動産相続, 売却, 借入, 賃借, 窃盗。損害, 侵害など: 森林伐採, 各種資源への損害, 侵害, 破壊, 修理。違反など: 婚姻, 製造・醸造違反, 役職の選任・辞退。
- 10 暴力, 誹謗中傷など: 暴力, 殺人, 誹謗中傷, 強姦, 事故死, 救出, 家畜の殺害, 和解。法廷の運営など: 不出頭, 不出頭の申立(essoins), 主張(誤りの主張も含む), 不平・不満, 無罪, 規則の発布。その他: 虚偽, 匿い, 農奴解放, 仕立て, 名簿, 調査, 覚書など。
- 11 土地保有など: 土地の保有, 売買, 貸出, 相続。土地の利用: 土地の私的利用, 囲い込, 開墾。
- 12 *Walsham le Willows, 1303-1350*, pp. 28-336.
- 13 土地: 土地の売買, 交換, 貸出, 相続, 保有, 還付と承認, 領主への土地の回復, 土地への嘆願・主張・利用・調査。所有物など: 所有物, 留置物, 動産相続, 売却, 借入, 賃借, 窃盗。損害, 侵害など: 森林伐採, 各種資源への損害, 侵害, 破壊, 修理。違反など: 婚姻, 製造・醸造違反, 役職の選任・辞退, 不履行, 同意の破棄。
- 14 地代などの滞納: 地代・賦役の滞納, 各種支払の徴収
- 15 法廷の運営など: 一時的休廷, 召還, 不出頭, 不出頭の申立(essoins), 主張(誤りの主張も含む), 不平・不満, 規則の発布。その他: 暴力, 誹謗中傷, 虚偽, 匿い, 許可なく領主の馬へ乗馬, 仕着の領主保管, 調査, 覚書など。
- 16 *Wakefield, vol. 1*, pp. 1-309. *Wakefield, vol. 2*, pp. 1-228. *Wakefield, vol. 3*, pp. 1-181. *Wakefield, vol. 4*, pp. 1-204. *Wakefield, vol. 5*, pp. 1-189.
- 17 *Downham, 1307-1327*, pp. 17-110.
- 18 *Cuxham, Oxfordshire*, pp. 607-675. 土地: 土地保有, 土地保有の権利要請, 土地の売却, 還付と承認, 調査。所有物など: 所有, 窃盗, 売却, 金銭の借入, 私的利用。